畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

制　　定　令和２年５月14日
一部改正　令和２年５月27日
一部改正　令和２年８月11日
一部改正　令和３年７月　５日
一部改正　令和３年10月　11日
一部改正　令和４年８月　５日

- 本ガイドラインは、畜産事業者（畜産農家のほか、集出荷、家畜取引、運送等の関連事業に従事している者を含む。以下同じ。）及び畜産関係団体（生産者団体、関連団体等をいう。以下、畜産事業者と併せて「事業者等」という。）において、感染防止の徹底、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。

- 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があり、事業者等においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じることが重要です。

【参考】
新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。令和２年４月１日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません[1]。

１．新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

（１）基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。
  こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing：社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という３つの条件（以下「三つの密」という。）　のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。このため、三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、なるべく密集・密閉・密接のいずれも避けるようにすることが重要です。

【参考】
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省 HP）
- 「家庭内でご注意いただきたいこと“８つのポイント”」（厚生労働省 HP）
- 「人との接触を８割減らす、10 のポイント」（厚生労働省ＨＰ）
- 「『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）
- 「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第２回））

（２）従業員等の感染予防・健康管理

- 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。特に、酪農ヘルパー等複数の畜産農家に出入りする事業者は、体温の測定と記録を毎日行ってください。

① 体温の測定と記録（健康観察アプリなどの活用）

② 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡と自宅待機の徹底

ア 体調が悪い場合、発熱又は風邪などの症状がある場合

イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに所属長に連絡の上、保健所に問い合わせを行ってください。また、下記に該当しない場合であっても、体調が悪いときは、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談してください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）

- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合

症状が４日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

- 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

④ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対する、抗原簡易キットを活用した検査の実施を、積極的に検討してください。

- 抗原簡易キットで検査を行い、結果が陽性であった場合は、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施してください。
- 抗原簡易キットの購入の検討にあたっては、以下の事項が必要です。

１）連携医療機関を定めること

２）検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること

３）国が承認した抗原簡易キットを用いること

- これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、厚生労働省のＨＰ（「職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）について」、「職場における積極的な検査の促進について」を参照してください。
- 寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討してください。
- 事業者は、マスクを正しく着用する、人との間隔はできるだけ２メートルを目安に（最低１メートル）適切な距離を確保するよう努めるなど、感染予防策を行ってください。

また、十分なマスク着用の効果を得るためには、隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の着用を行ってください。正しいマスクの着用法について、厚生労働省ＨＰ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」などを参照してください。

- 事業者は、例えば卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、入場時の検温の実施、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人は入場しないように呼びかけるなど、事業者の業態によって感染予防策を行ってください。また、必要に応じて卸売市場等のガイドラインを参照するとともに、可能な限り大声を控えていただきたい旨の周知を行ってください。
- 事業者等は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。

また、来場者等について、可能な限り事前の予約制や入場・入店時の連絡先の把握に努めてください。

- 対面販売等行っている場合は、身体的距離の確保又はアクリル板・透明ビニールカーテンによる遮断を行うとともに、電子マネー等非接触決済の導入奨励、支払時のコイントレーの使用に努めてください。

- 事業者等は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。

① 始業前後、トイレ使用後、畜舎等の畜産関連施設等への入退場時における手洗いを徹底するとともに、アルコール等の手指消毒液を設置し、手指の消毒を行う。また、トイレにおいては共有のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを持参する。

② マスクの正しい着用、咳エチケットの徹底について施設内等で掲示、周知の徹底を行う。また、マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨も周知する。

③ 施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙所、トイレ）においては、通常の清掃に加えて、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法を用いて、特に、ウイルスが付着した可能性のあるドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところのこまめな拭き取り清掃を定期的に実施する。

ごみ捨てにおいては、鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。

④ 食堂や更衣室、休憩スペース等は多くの従業員が利用するため、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

ア　一度に入室する人数を減らす、利用時間をずらすなど、密集とならない工夫をする。

イ　飲食は感染防止対策を行った場所以外では行わないようにし、食事中以外のマスク着用を徹底する。また、食事中等マスクを着用していない場合は、会話を控える。

ウ　食堂等において列が発生する箇所には、立ち位置マークをつける等、身体的距離を確保した整列を行う。また、椅子を間引くなど間隔を空けた座席の配置（できる限り２ｍを目安に、最低１ｍ距離を確保する）をし、真正面の座席配置を回避するほか、アクリル板やパーテーション等の設置を実施する。

エ　適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上、かつ、１回に５分間以上）を実施する。特に、休憩スペースは、常時換気とする。

オ　共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。

カ　従業員が使用する際は、入退室前後の手洗いを徹底する。

⑤　休憩時間や待合場所、車輌内部や共同生活空間等での密集を回避する。密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限・動線の確保、正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話控え、換気、対人距離の確保を徹底する。

- 車輌での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記休憩スペーズでの対策に留意してください。
- 事業者等は、畜舎等の畜産関連施設、事務所等への部外者の立ち入りを最小限にしてください。
- 事業者等においては、会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること、時間の短縮等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとっていただくとともに、行事前後等の飲食（打ち上げ）等による感染の注意喚起を行ってください。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の導入を推奨するとともに、各地域通知サービスの登録・利用者の QR コード読取を奨励して下さい。
- 携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨して下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- 従業員に対しては、通勤時には時差通勤や公共交通機関を利用しない方法の積極的活用、疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること、従業員１人１人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど感染予防や健康管理を行ってください。
- ワクチン接種については、厚生労働省ＨＰの「新型コロナワクチンについて」等を参照してください。

- 熱中症の予防を考慮し、のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知してください。
- 事業者等は、上記の感染防止対策のほか、複数の従業員等の接触機会の低減等を図るための感染拡大予防策を講じてください。例えば、農場等においては、以下のような取組が考えられます。

（主に農場等における取組の例）

（１）各種作業

- 可能な限り作業ごとに人員を固定（グループ化）し、他の作業従事者との接触する機会を作らないこと
- 搾乳など複数の従事者が同時に作業する際は、必要な人員に絞り、一定の距離を確保しながら行うこと
- 作業に必要な器具については、可能な限り共用を避けること
- 作業着等の衣類のこまめな洗濯を行うこと

（２）その他

- 従事者が集まる場所では、マスクを正しく着用し、法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に 5 分間以上、又は常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）を行うとともに、近距離での接触を避けるようにすること
- 屋外でも複数で作業をする場合は、マスクを正しく着用し、上記のような距離の確保に努めること
- 乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿すること
- 必要に応じ、CO2 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし 1000ppm 以下（※）を維持することも望ましい（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）

  なお、CO２測定装置を設置する場合、室内の複数個所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- 担当者との連絡は、メールやホワイトボードなどを活用すること
- 休憩（食事を含む）は、時間や場所をずらして取得し、こまめに消毒を実施すること
- 特に畜産関係団体については、積極的にテレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンラインでの会議開催など、働き方の新しいスタイルの導入に努めてください。
- また、事業者等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を８割減らす 10 のポイント」や「『新しい生活様式」の実践例」を参考に、自主的な感染防止のための取組を進めてください。

２．新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

（１）患者発生の把握

- 事業者等は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業者等の内部で感染者が確認されたことを周知するとともに、１に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

（２）濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で

患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています[3]。

このため、事業者等は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- なお、オミクロン株は重症化率が低い可能性が示唆される一方、感染拡大の速度が高いという特徴があり、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、当該株が感染の主流の間は、保健所による事業所内での接触に係る濃厚接触者の特定が行われない場合があります。その際は、事業者の判断で、感染対策が不十分な接触（感染者との会話の際にマスクを着用せずに飲食を共にした等）が疑われる従業員についても濃厚接触者に準じた対策を実施してください。

（3）濃厚接触者への対応

- 事業者等は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を０日目として、５日間出勤を停止（２日目及び３日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、３日目から解除可能）してください。
- 事業者等は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達するとともに、出勤停止の解除に関わらず、出勤停止の開始から７日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクの高い方との接触やこれらの方が入所・入院する施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めてください。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検してください。また、事業者等は、その結果の報告を速やかに受けてください。

【参考】
①「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領」
（国立感染症研究所感染症疫学センター 令和３年11月 29 日版）抜粋
「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者において、当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」

3．施設設備等の消毒の実施

- 事業者等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域　（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）の消毒を実施してください。
- 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)」等[3・5・6・8]で推奨される消毒・除菌方法により消毒を実施する。
- 一般的な衛生管理が実施されてい　れば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4．業務の継続

（1）畜産農家における業務の継続

- 畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから、業務を継続するための体制を予め検討・構築してください。
- 畜産農家の体制の構築に必要な場合、畜産関係団体と連携し、畜産農家、生産者団体、酪農ヘルパー組合等の関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で業務分担する体制を検討・構築してください。また、必要に応じ、地方自治体に指導を要請してください。

【検討事項】
①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
- 責任者、担当者の選定
・畜産農家、生産者団体及び関連事業者との連絡体制の構築
②感染者等の把握と情報共有
- 発生した際の連絡体制の構築（生産者、生産者団体、関連事業者、保健所、行政等）
・発生時における生産者からの速やかな連絡の要請
・保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
③生産現場の速やかな消毒
- 消毒用資材の確保又は手配先の把握
- 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所を把握）
- 消毒実施要員の確保
・消毒実施者の感染防止手段の提示
④業務継続のための支援
○代替要員の確保
- 代替要員リスト（農協職員、酪農ヘルパー、自治体職員、近隣農家等）の作成
・代替要員確保のための管内の他の生産者による酪農ヘルパー利用の調整等
- 代替要員の感染防止手段の提示
- 代替要員と感染者との接触防止措置（農場内への感染者の立入禁止、代替要員と面会せずに連絡する手段の確保等）

○代替要員が確保できない場合の措置
- 一時的な家畜の移動先の選定、移動手段の検討

⑤ 生産者団体等による管内への注意喚起の発出

- 上記検討事項の④業務継続のための支援のうち、「代替要員と感染者との接触防止措

置」の検討に当たっては、家庭内での感染防止を含めて検討することとし、具体的には以下の点に留意してください。

ア　可能な限り感染者との部屋を分離することとし、部屋数が少ない場合には、仕切りを設けるなどしてください。

イ 家庭内で感染者の世話をする者は、できるだけ限られた方に限定してください。

ウ　マスクを正しく着用し、使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、マスクの表面には触れないようにしてください。また、マスクを外した後は必ず石けんで手洗いするようにお願いします。

エ　こまめな石けんでの手洗い又はアルコール消毒の実施をお願いします。

オ　定期的な換気をお願いします。

カ　手で触れるドアの取っ手などの共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後水拭きしてください。また、トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒してください。

キ　汚れたリネン、衣服を取り扱う際は、手袋とマスクを付け、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かすようにしてください。

ク　鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出す時は密閉して捨ててください。

（2）関連事業者及び畜産関係団体における業務の継続

- 集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者及び畜産関係団体は、濃厚接触者の出勤停止措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- 事業者等は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

（集送乳、酪農ヘルパー等の事業）
【検討事項】
①事業者（生産者団体等を含む）における体制の整備
- 責任者、担当者の選定
- 事業者内部での連絡体制の構築

②感染者等の把握と情報共有
- 発生した際の関係会社等（酪農ヘルパー組合、上部団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
- 発生時における関係会社等からの速やかな連絡の要請
- 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）

③事業所や出入りした農場の速やかな消毒
- 消毒用資材の確保又は手配先の把握
- 関連農場の特定（出入りした農場と場所、人との接触状況等の聞き取り）
- 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所の把握）
- 消毒実施要員の確保

④事業継続のための代替要員の確保
- 代替要員リストの作成
- 代替要員による作業手順の作成
- 代替要員の感染防止手段の提示

（乳業者等による事業）
【検討事項】
①乳業者等における体制の整備
・責任者、担当者の選定
・事業者内部での連絡体制の構築
・（必要な場合）社内対策本部の設置
②感染者等の把握と情報共有
・発生した際の関係会社等（団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
・関係会社・団体等からの速やかな連絡の要請
・保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等
③事業所の消毒の実施
・消毒用資材の確保又は手配先の把握
・消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所を把握）
・消毒実施要員の確保
④事業継続のための手段の確認
・代替要員リスト（他工場からの動員等）の作成
・代替要員による作業手順の作成
・代替要員の感染防止手段の提示
・テレワークやローテーション勤務、時差通勤体制の構築

（飼料製造業者等による事業）
【検討事項】
①飼料製造業者等における体制の整備
・責任者、担当者の選定
・事業部内での連絡体制の構築
・（必要な場合）社内対策本部の設置
②感染者等の把握と情報共有
・発生した際の関係会社等（本社、上部団体、業界団体、荷役会社、運送会社、取引先保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
・発生時における関係者からの速やかな連絡の要請
・保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
③工場等の消毒
・消毒用資材の確保又は手配先の把握
・感染者の担当ライン等の消毒（アルコール等による拭き取り消毒）
・工場、飼料保管施設の消毒等
・飼料運送会社等による飼料配送車、出入りした農場等の消毒の要請
④事業継続手段の確認
・代替要員の確保
・代替要員リスト（他工場からの動員等）の作成
・代替要員による作業手順の作成
・代替要員の感染防止手段の提示
・自社の他工場での代替製造及び他社工場での委託製造
・代替運搬手段への切り替え
・飼料穀物備蓄対策事業における緊急運搬事業の申請（対農林水産省）等
・テレワークやローテーション勤務、時差通勤体制の構築
・オンラインでの会議開催の検討

（畜産関係団体の事業（事務所における業務等）
【検討事項】
①畜産関係団体における体制の整備
・責任者、担当者の選定
・団体内部での連絡体制の構築
②感染者等の把握と情報共有
・発生した際の関係会社等（上部団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
・発生時における関係会社等からの速やかな連絡の要請
・保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
③事業所等の速やかな消毒
・消毒用資材の確保又は手配先の把握
・関連事業所の特定（出入りした事業所と場所、人との接触状況等の聞き取り）
・消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所の把握）
・消毒実施要員の確保
④事業継続手段の確認
・テレワークやローテーション勤務、時差通勤体制の構築
・オンラインでの会議開催の検討

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。畜産関係者一丸となり、畜産物の安定的な供給を継続するために、全力で感染防止策に取り組んでまいりましょう。また、ガイドラインの要点を取りまとめたチェックリスト（※）を活用し、感染対策の徹底に取り組みましょう。

※厚生労働省ＨＰ参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

参考
1　新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
2　これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ（厚生労働省HP）
3　新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 10 月 2 日）（国立感染症研究所　国立国際医療研究センター国際感染症センター）
4　新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年３月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
5　「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
6　「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015 年6月 25 日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）
7　「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」（消防庁予防課）
8　新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）（厚生労働省ＨＰ）

9　新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所感染症疫学センター 令和３年11月29日版）
10　「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 令和４年７月22日一部改正）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

本ガイドラインの作成にあたっては、以下の専門家に監修いただきました。
尾内　一信　　川崎医科大学　名誉教授、川崎医療福祉大学　特任教授